

土木工事現場における標示施設等の設置基準

本基準は、宇都宮市が発注する土木工事に関する工事情報を市民にわかりやすく提供するとともに、工事現場における交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、標示施設、防護施設の設置及び管理に関する標準的な事項を定めることとする。

なお、占用工事についても本基準及び、栃木県の仕様に準拠して取り扱うものとする。

(土木工事の標示)

- 1 土木工事を行う場合は、必要な標識等を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する「工事中標示板」を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事については、この限りではない。

なお、「工事中標示板」の設置にあたっては、別紙様式1を参考とするものとする。また、外国人の通行が多く見込まれる現場においては、工事種別の英語併記を検討すること。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示する。（参考（1）を参照）

(2) 工事場所名

工事を実施する場所を標示する。

(3) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事の終了日を標示する。

(4) 工事時間帯

工事期間中における工事時間帯を標示する。

(5) 工事種別

工事種別を標示する。（参考（1）を参照）

(6) 請負額

請負額を標示する。

(7) 発注者

発注部課名と連絡先電話番号を標示する。

(8) 施工者

施工業者名及び連絡先電話番号、主任技術者名を標示する。

(9) 占用許可番号

占用工事であった場合、占用許可番号を標示する。

(防護施設の設置)

2. 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対

する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。

（参考（２）を参照）

（迂回路の標示）

- ３．工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する「まわり道標示板」を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。

なお、「まわり道標示板」の設置にあたっては、別紙様式２を参考とするものとする。

（参考（３）、（４）を参照）

（リサイクル材料使用工事現場の標示）

- ４．リサイクル材料を使用している工事現場は、「リサイクル材料使用工事現場看板」を設置するものとする。

（参考（５）を参照）

（その他の工事標示板）

- ５．「工事予告」、「速度落とせ」、「停止位置」、「車線減少」、「段差注意」、「交互通行」、「工事区間終り」「歩行者通路」などの工事標示板は、必要な箇所に適切に設置するものとする。

（参考（６）を参照）

（補助ステッカー）

- ６．着工前及び休工する場合は、補助ステッカーにより標示するものとする。

（１）着工予告の標示

標示板設置後、着工までに一週間以上ある場合は、標示板に補助ステッカー「着工予告」を貼ることを基本とする。

（２）休工の標示

休工する場合は、標示板に補助ステッカー「休工中」を貼るものとする。

ここで休工する場合とは、連続して３日以上作業を行わないで、交通規制を解除することを指す。

（参考（７）を参照）

(防護施設の色彩)

7. 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅10cm）を用いるものとする。

(標示板等の素材)

8. 標示板及び補助ステッカーの素材は、原則として高輝度反射式又は同等以上のものとする。

また、「工事中標示板」のフレームの素材は、間伐材の活用に努めることとする。

(管 理)

9. 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

（参考（8）を参照）

(附 則)

この設置基準は、平成18年11月1日以降の起工伺いの工事に適用するものとする。

この設置基準は、令和3年10月1日以降の起工伺いの工事に適用するものとする。